

性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度の3年間）

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

- 「性犯罪に関する刑事法検討会」における検討
- 児童や障害者など被害者の事情聴取の在り方等の検討

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

- 専門的プログラムの拡充の検討
- 出所者情報の地方公共団体への提供
- 仮釈放中の性犯罪者等へのG P S 機器の装着等の検討

被害申告・相談をしやすい環境の整備

- 被害届の即時受理の徹底
- 二次的被害の防止（女性警察官の配置、研修）
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
 - ・全国共通短縮番号の導入、無料化の検討
 - ・S N S 相談の通年実施の検討
 - ・夜間休日コールセンターの設置検討
 - ・センター等の増設の検討

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

- ワンストップ支援センターと病院等の関係機関の連携強化
- 中長期的な支援（トラウマ対応の専門職育成、福祉との連携）
- 障害者や男性等の多様な被害者支援の充実

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

- 生命（いのち）の尊さを学ぶ教育、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育
 - ※「水着で隠れる部分」、S N S の危険、「デートDV」等
- 学校等の相談対応体制の強化
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分（懲戒免職、告発、教員免許状の管理等の見直し）
- 社会啓発（4月を若年層の性暴力予防月間など）

方針の確実な実行

- 7月に具体的な工程
- 毎年4月にフォローアップ
- 性暴力の実態把握

男女共同参画会議(書面開催)における議長(内閣官房長官)からの文書(抜粋)(令和2年6月15日)

中でも、性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害であり、決して許されないことです。刑法改正から3年近くが経ち、社会的機運も高まる中、橋本男女共同参画担当大臣の下、関係省庁により「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が取りまとめられたところであり、その内容が盛り込まれています。

今後3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発に取り組むものです。関係閣僚におかれては、「方針」に基づき、性暴力の根絶、二次被害の防止、被害者に寄り添った支援の充実に、連携してしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

すべての女性が輝く社会づくり本部における内閣総理大臣発言(抜粋)(令和2年7月1日)

性犯罪・性暴力対策については、今回の重点方針において、今後3年間で、集中的に強化することを盛り込みました。刑法などルール面での更なる対応の検討に加え、被害者支援のためのセンター増設や、夜間休日コールセンターの設置、若者が相談しやすいSNS相談などの取組を進めます。また、性暴力の加害者や被害者にならないための教育を強化していきます。橋本大臣を中心に、関係閣僚は、性犯罪・性暴力の根絶に向けて、各種施策の実現に全力を尽くしてください。

「骨太方針2020」(抜粋)(令和2年7月18日閣議決定)

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間を「集中強化期間」として、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発等を強化する。